

議案第146号

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成27年上越市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5」に改める。

第2条 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。